

議案第16号

かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年3月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第149号）の一部を次のように改正する。

第2条中「605人」を「520人」に改める。

第3条第1号中「者」の次に「。ただし、団長が特に認める場合は、この限りでない。」を加え、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 年齢18歳以上の者

第4条第3号中「6箇月」を「6月」に改める。

第8条中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第12条を次のように改める。

(報酬)

第12条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 団員には、次の表に定める年額報酬を支給する。

区分	報酬の額
団長	年額 102,000円
副団長	〃 82,000円
分団長	〃 70,000円
副分団長	〃 52,000円
部長	〃 42,500円
班長	〃 39,500円
団員	〃 36,500円
指導員	〃 52,000円

3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次の表に定める出動報酬を支給する。

出動報酬		
分類	区分	支給額 (1日につき)
災害出動	災害	8,000円(出動が4時間に満たない場合は4,000円とし、2暦日にわたる出動の場合の初日の支給額も同様とする。)
警戒出動	警戒	1,000円

	捜索	災害出動の例による。
訓練等	複数の分団が参加する訓練等	2,000円
その他	災害出動のうち誤報や非火災等の事由によるもの	1,000円
	市長が特に必要と認めるもの	1,000円（出動が1時間を超える場合は、災害出動の例による。）

第13条第1項を次のように改める。

団員が前条第3項に規定する職務に従事する場合は、1回につき200円の費用弁償を支給する。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。